

重要項目説明書

(介護保険)

訪問看護ステーションそわん

訪問看護ステーションそわん サテライト高槻

重要事項説明書（介護保険）

令和7年9月1日現在

1. サービス事業者及び事業所の概要

(1) サービス提供事業者の概要

事業者名称	株式会社 あみ
代表者氏名	森岡 恭子
本社所在地	大阪府寝屋川市点野3丁目30番11号
連絡先	電話番号 072-813-9870 FAX番号 072-813-9871
法人設立年月日	平成27年8月26日

(2) 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションそわん 訪問看護ステーションそわん サテライト高槻
指定年月日	令和6年4月1日 令和7年9月1日
指定事業所番号	2760390688
事業所所在地	大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号 大阪府高槻市郡家新町31番1号グリーンライフ新町203号室
連絡先	電話番号 072-814-9880 FAX番号 072-813-9860
管理者	村田 海渡
サービス提供地域	寝屋川市 高槻市 ※周辺地域も対応しています。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
定休日	土、日、祝日、8月11日～8月15日、12月30日～1月3日 ※365日24時間体制を取っています。

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業目的	株式会社あみが設置する訪問看護ステーションそわんにおいて実施する訪問看護の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上及び地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を目指す訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	・訪問看護、介護予防訪問看護の事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 事業者は、自らその提供する訪問看護、介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 ・訪問看護、介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うものとする。 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

	・訪問看護、介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこととする。 ・訪問看護、介護予防訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこととする。 ・特殊な看護等については、これを行わない。
--	---

(5) 事業所の職員体制

職種	人員数
管理者	常勤1名
看護師	常勤換算2.5名以上
理学療法士	適当数
作業療法士	適当数
言語聴覚士	適当数

2. 提供するサービス内容及び利用料金について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) サービスの提供に当たって

①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。③主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は禁止しています。

- ①利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑥利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4) サービスの利用料

○訪問看護費(要介護)

職種	利用時間	単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	20未満	314	3,404円	304円	681円	1021円
	30分未満	471	5,106円	511円	1,021円	1,532円
	30分以上1時間未満	823	8,921円	892円	1,784円	2,676円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,228円	1,223円	2,446円	3,668円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	294	3,187円	319円	637円	956円
	40分	588	6,374円	637円	1,275円	1,912円
	60分	795	8,618円	862円	1,724円	2,585円

○介護予防訪問看護費(要支援)

職種	利用時間	単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	20未満	303	3,285円	328円	657円	985円
	30分未満	451	4,889円	489円	978円	1,467円
	30分以上1時間未満	794	8,607円	861円	1,721円	2,582円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,816円	1,182円	2,363円	3,545円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	284	3,079円	308円	616円	924円
	40分	568	6,157円	616円	1,231円	1,847円

※ 地域区分4級地上乗せ割合12%、1単位10.84円

※ 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合、単位数の10%減

※ 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合、単位数の10%減

※ 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合、単位数の15%減

※ 准看護師が指定訪問看護を行った場合、単位数の10%減

※ 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、単位数の25%増

※ 深夜(22:00～6:00)の場合上記単位数の50%増

※ 特別管理加算対象者は、初回の緊急時訪問に限り割増料金はありません

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00	22:00～6:00

○加算料金

加算		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満1回につき	254	2,753円	276円	551円	826円
	30分以上1回につき	402	4,357円	436円	872円	1,308円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満1回につき	201	2,178円	218円	436円	654円
	30分以上1回につき	317	3,436円	344円	688円	1,031円

長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,252円	326円	651円	976円
緊急時訪問看護(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
緊急時訪問看護(Ⅱ)	ステーションの場合 1月につき	574	6,222円	623円	1,244円	1,867円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,710円	271円	542円	813円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,000	21,680円	2,168円	4,336円	6,504円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,252円	326円	651円	976円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円

＜特別管理加算＞(1月につき) (同意する・同意しない)

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

●特別管理加算(Ⅰ)(重症度が高い)

1在宅悪性腫瘍患者指導管理

2在宅気管切開患者指導管理

3気管カニューレを使用している状態

4留置カテーテルを使用している状態

排泄の性状、量の観察、薬剤注入、水分バランスの計測等、計画的な管理を行っている場合に算定されます。留置カテーテルが挿入されているだけでは算定しません。

●特別管理加算(Ⅱ)

1在宅自己腹膜灌流指導管理

2在宅血液透析指導管理

3在宅酸素療法指導管理

4在宅中心静脈栄養法指導管理

5在宅成分栄養経管栄養法指導管理

6在宅自己導尿指導管理

7在宅人工呼吸指導管理

8在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

9在宅自己疼痛管理指導管理

10在宅肺高血圧症患者指導管理

11人工肛門又は人工膀胱を設置している者

12真皮を超える褥瘡の状態にある者

13在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定(週3回以上の点滴注射)

＜初回加算＞ (同意する・同意しない)

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

●初回加算(Ⅰ) 病院等から退院した日に初回の訪問看護を行う場合

●初回加算(Ⅱ) 病院等から退院した翌日以降に訪問看護を行う場合

＜緊急時訪問看護加算＞ (同意する・同意しない)

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

①常時対応できる体制にある

②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている

- 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 上記①②全てに適合する場合
- 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 上記①に適合する場合

<退院時共同指導加算> (同意する・同意しない)

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院中(入所中)の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

<ターミナルケア加算> (同意する・同意しない)

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

<長時間訪問看護加算> (同意する・同意しない)

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

<複数名訪問加算> (同意する・同意しない)

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合
- 複数名訪問加算(Ⅰ) 2名の看護師が同時に訪問看護を行う場合
- 複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

<看護・介護職員連携強化加算> (同意する・同意しない)

訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう、痰の吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行うとともに、訪問介護員等に同行し、利用者の居宅における業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定します。

(5)その他の費用

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は1訪問 300円請求いたします。	
駐車代	訪問時にかかる駐車代は別途請求いたします。	
死後の処置料	20,000円(エンゼルケアセット代を含む)	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当たりの料金の10%
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当たりの料金の50%

※ 利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(6)利用料の請求及び支払い方法

正当な理由がなく、2月以上遅延し、支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

利用料の請求方法	利用料は利用月ごとの金額により請求し、請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃にお渡しします。
利用料の支払い方法	請求月の月末までに、下記方法にてお支払いください。 ①利用者指定口座からの自動振替 ②現金支払い お支払いの確認後に、領収書をお渡しします。

7.虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

管理者 村田海渡

(2)虐待防止及び苦情解決体制を整備しています。

(3)従業者に対する虐待防止のための研修を実施しています。

(4)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8.秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者様及び家族様に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に情報を漏らしません。

9.緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他、必要な場合は、速やかに主治医及び関係各位への連絡を行います。

10.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 寝屋川市役所 指導監査課	所在地 大阪府寝屋川市池田西町24-5 (池の里市民交流センター内) 電話番号 072-812-2027(直通) FAX番号 072-838-9800(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 高槻市役所 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7821(直通) ファックス番号 072-674-7820(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償保険
補償の概要	身体・財物1名事故2億円 管理財物500万円 人格侵害1000万円

11.身分証携行義務

看護職員は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた際には、身分証を提示します。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 居宅介護支援事業者等と密接な連携を行い、指定訪問看護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者に継続して保健医療サービス又は福祉サービスを提供できるよう必要な援助に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護を提供した際には、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録することとし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、事業者が保存しているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

14. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15. 指定訪問看護サービス内容の見積りについて

(1) 提供予定の内容と利用料

曜日	訪問時間帯	サービス内容	利用料
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
加算を含めた1ヶ月あたり			

(2) その他の費用

①交通費の有無	(有・無) サービス提供1回当たり…300円
②キャンセル料	重要事項説明書2.(4)記載のとおりです。
③駐車代	(有・無)

17. 苦情処理の体制

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション そわん	所在地 大阪府寝屋川市点野5-11-14 電話番号 072-814-9880 FAX番号 072-813-9860 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 寝屋川市役所 指導監査課	所在地 大阪府寝屋川市池田西町24-5 (池の里市民交流センター内) 電話番号 072-812-2027(直通) FAX番号 072-838-9800(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 高槻市役所 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7821(直通) FAX番号 072-674-7820(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00(土日祝は休み)

18. 重要事項説明

令和 年 月 日

事業者	所在地	大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号 大阪府高槻市郡家新町31番1号203号室
	法人名	株式会社 あみ
	代表者名	森岡 恭子
	事業所名	訪問看護ステーションそわん 訪問看護ステーションそわん サテライト高槻
	説明者氏名	村田 海渡

重要項目説明書の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	続柄()